

諮問日：令和元年9月24日（令和元年度（情）諮問第22号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（情）答申第5号）

件名：特定月に実施された勾留理由開示に関して，東京地方裁判所事務局が作成し，又は取得した文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成31年1月に実施された勾留理由開示に関して，東京地裁事務局が作成し，又は取得した文書（裁判所傍聴券は除く。）」の開示の申出に対し，東京地方裁判所長が，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，東京地方裁判所長が令和元年7月10日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

#### 1 別紙記載1の文書について

東京地方裁判所が不開示とした部分中，裁判所職員及び裁判官の印影，内線番号並びに「被告人氏名（被疑者）」，「処遇」，「事件名」，「公判期日」，「開廷時刻」，「閉廷時間」及び「法廷」の各欄に記載された情報（以下「事件情報」という。）については，行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(以下「法」という。) 5条1号に規定する不開示情報(個人識別情報)に相当し、同号ただし書に相当する事情はない。なお、内線番号については、東京地方裁判所における司法行政事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるから、法5条6号に規定する不開示情報にも相当する。

また、上記の事件情報に加え、東京地方裁判所が不開示とした「要請の要旨」、「警備に関する指示書」及び「傍聴券」の各欄に記載された情報については、法廷警備の対象となっている事件を特定し、同事件について警備を必要とする理由や警備に関する裁判官の具体的指示内容等を明らかにするものであり、これらの情報を公にすると、同種の事案に対する裁判所の対応を推測させる結果となり、裁判所庁舎及び法廷などの公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある上、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

さらに、その余の不開示部分は、刑事訴訟法53条の2に定める「訴訟に関する書類」であり、司法行政文書開示の対象とならない。

## 2 別紙記載2の文書について

東京地方裁判所が不開示とした部分中、「庁名、係属部、法廷」、「事件番号、事件名、通称名等」、「被告人」及び「開廷月日等(審理内容)」の各欄に記載された情報については、法5条1号に規定する不開示情報(個人識別情報)に相当し、同号ただし書に相当する事情はない。これらの情報に加え、その余の不開示部分に記載された情報については、平成31年1月に法廷警備が実施された事件を特定し、これらの事件について警備の具体的状況を明らかにするものであり、これらの情報を公にすると、同種の事案に対する裁判所の対応を推測させる結果となり、裁判所庁舎及び法廷などの公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある上、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1の文書を見分した結果によれば、同文書は、裁判官が特定の勾留理由開示事件の期日について法廷警備を要請するために作成した文書であって、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、①裁判所職員及び裁判官の印影及び内線番号のほか、②当該期日に係る被告人（被疑者）氏名、事件名、期日が開かれる法廷の場所及び時間等の特定の事件に関する情報に係る記載、③当該期日について警備を必要とする理由や警備に関する裁判官の指示内容等に係る記載並びに④同文書に添付された上記事件に関する訴訟書類の写しであることが認められる。

本件不開示部分1のうち、①裁判所職員及び裁判官の印影及び内線番号については、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような記載は認められない。また、内線番号については、これを公にすることにより東京地方裁判所における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報にも該当すると認められる。

また、②当該期日に係る被告人（被疑者）氏名、事件名、期日が開かれる法廷の場所及び時間等の特定の事件に関する情報に係る記載については、当該被告人（被疑者）との関係で、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような記載は認められない。

さらに、上記②の部分及び③当該期日について警備を必要とする理由や警備

に関する裁判官の指示内容等に係る記載については、その記載内容を踏まえれば、これらの情報を公にすると同種の事案に対する裁判所の対応を推測させる結果となり、警備の妨害を企てられるなどして刑事事件の期日の円滑な運営が困難となる事態を招き、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

加えて、④別紙記載1の文書に添付された特定の事件に関する訴訟書類の写しについては、その内容は訴訟に関する書類の原本と同一であるから、刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められる（平成31年度（最情）答申第5号参照）。

したがって、本件不開示部分1のうち上記④の訴訟書類の写しを除く部分は、法5条1号、4号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、本件不開示部分1のうち上記④の訴訟書類の写しは、刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められる。

- 2 別紙記載2の文書を見分した結果によれば、同文書は、平成31年1月に実施された法廷警備の状況を報告するために作成された文書であって、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）は、①法廷警備が実施された事件の係属部、使用法廷、事件番号や事件名、被告人名、開廷日等の事件に関する情報に係る記載及び②実施された法廷警備の内容及び状況等に関する記載と認められる。

本件不開示部分2のうち、①法廷警備が実施された事件の係属部、使用法廷、事件番号や事件名、被告人名、開廷日等の事件に関する情報に係る記載については、当該事件の被告人との関係で、それぞれ法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような記

載は認められない。

また、上記①の部分及び②実施された法廷警備の内容及び状況等に関する記載については、その記載内容を踏まえれば、これらの情報を公にすると同種の事案に対する裁判所の対応を推測させる結果となり、警備の妨害を企てられるなどして刑事事件の期日の円滑な運営が困難となる事態を招き、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分2は、法5条1号、4号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち別紙記載1の文書の添付書類を除く部分は、法5条1号、4号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、別紙記載1の文書の添付書類部分は、刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

別紙

- 1 平成31年1月4日付け法廷警備要請書
- 2 警備状況報告書（刑事 平成31年1月分）